

「さいたま市スポーツ少年団野球部会浦和 感染予防対策ガイドライン」

(施行日：2021.02.13)

1. 【チームの活動について】
50名以上になる活動は人数を分散して行うこと。市外及び県外へ移動しての活動は控える。
2. 【試合について】
本部及び各団ともに1.【チームの活動について】を遵守すること。特に本部は試合と試合の間隔(20分)をあけることで、試合会場における密集状況を回避する。
3. 【感染予防対策】
各団は「感染拡大防止のための遵守事項」に従い、試合及び活動の実施をすること。
尚、遵守事項が守られていない団については、活動参加の取り消し及び途中退場を求める場合もある。
また、団独自でガイドライン等を作成し、それに基づく部会活動への参加の可否判断は、各団に委ねるものとする。

「感染拡大防止のための遵守事項」

(改定日：2020.08.08)

1. 次の場合は出場及び参加を禁止とする。
(ア)体調が良くない場合 (発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
(イ)同居家族や身近な知人に新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合
(ウ)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者と濃厚接触がある場合
※各団が部会活動に参加する場合、上記1. に該当する参加者がいない旨を会場にいる本部役員または審判員に事前申告するものとする。
(エ)団関係者の身近(特に団員が所属する学校)において、陽性者が出た場合、その団で濃厚接触者の有無の判定が出るまでは、団の活動は自粛とし、公式戦は棄権とする。
2. 会場への出入りの際はマスク(またはそれに変わるもの「以下、同様」)を着用のこと。
3. 手洗い、アルコール等による手指消毒及びうがいをこまめに実施すること。
4. 試合中、審判員はマスクを着用すること。ただし、イニングの合間にこまめに水分を補給するなどして、熱中症の予防には十分に注意すること。
5. ベンチ内外ではできるだけ隣の者との間隔をあけ、密集・密接を避けること。
6. 感染防止のために「浦和部会審判部ガイドライン」及び本部が定めたその他の措置を遵守すること。
7. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、部会本部に対して速やかに濃厚接触者の有無等の詳細を報告すること。
8. 会場(特にグラウンド内外)で痰や唾を吐かないこと。
9. ハイタッチやグータッチなどの接触行為を行わないこと。

以上